

○西郷環境バイオマス政策課長　おはようございます。まだ何人かお見えになられていない委員の方がいらっしゃいますが、定刻でございますので、ただいまから、食料・農業・農村政策審議会企画部会地球環境小委員会、林政審議会施策部会地球環境小委員会、水産政策審議会企画部会地球環境小委員会第10回合同会議を開催いたします。

本日は、岡本委員、栗山委員、寺島委員、吉水委員、渡邊委員、中田英昭委員が所用によりご欠席となっております。また、金沢委員が少し遅れて見えられるという連絡をいただいております。また、棕田委員がご用によりまして11時半ごろに退席されるという予定になってございます。

それでは、開催に当たりまして事務次官の井出からごあいさつを申し上げることとなっていたのでございますけれども、所用がございまして、こちらに来ることが叶いませんでしたので、私から、ごあいさつを申し上げます。

第10回地球環境小委員会の合同会議の開催に当たりましてごあいさつ申し上げます。本日はお忙しいところご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

農林水産分野における省 CO₂ 効果の表示の指針につきましては、昨年12月に中間的なとりまとめをいただきました。その後、パブリックコメントを募集するとともに、関心を有する業界の方々、例えば製粉関係、精米関係、畜産関係など、また消費者団体の方々との間で、この省 CO₂ 表示について意見交換をまいりました。

本日は、これらを踏まえて最終とりまとめに向けたご議論をいただきたいと存じております。皆様ご承知のとおり、農水省では昨年来、国民視点に立った政策・業務の実行ということで、農林水産省の改革を進めているところでございます。

本日の議論で、表示の対象となる農林水産物は、国民の皆様が日常的に購入する大変身近なものでございますので、その選択に当たっての判断材料の1つとなる情報の提供方法につきましては、まさに国民視点に立って考えなくてはならないと思っているところでございます。

温室効果ガスの排出削減を目にみえる形で行うというこの手法は、国民の皆様がだれでも参加できる画期的な取り組みであると思っております。この指針は、その出発点となる大変重要な位置づけでございます。引き続きよろしくをお願いしたいと存じます。今日は忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、以後の議事進行につきましては、林座長からお願いいたします。

○林座長　それでは、早速審議に入りたいと思います。お手元の議事次第をごらんい

ただきたいと思いますが、本日は1点だけでございます。前回、中間とりまとめを行いました農林水産分野における省 CO₂ 効果の表示の指針について、これにつきましてはパブリックコメントを行っていただいて、その結果も踏まえて、本日、最終とりまとめを行いたい。これまでも熱心な論議をいただいておりますが、今日が最終になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、木内地球環境対策室長より、資料1から資料5及び参考資料を用いてご説明いただいた後、論議したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○木内地球環境対策室長 地球環境対策室長の木内です。よろしくお願いいたします。

本日の議題は1つでございますが、資料が幾つかございます。資料1からございますけれども、初めに資料4、これまでの省 CO₂ 効果表示の指針を簡単におさらいさせていただきます。資料4をご覧ください。

農林水産分野における省 CO₂ 効果の表示の指針でございます。この概要ですが、資料の裏をご覧くださいますと、横長になっておりまして、省 CO₂ 効果の表示ということで、生産者の努力を消費者の方にわかりやすくいろいろな形で、幾つかの選択肢を見せて、自主的な取り組みとして取り組んでいただく。排出削減効果の表示、排出量の表示、木材製品における炭素貯蔵量等の表示、バイオマスの化石資源代替効果の表示など、こういうものを表示していく指針をつくろうということでございます。

表に戻っていただきまして、資料4の表でございますが、簡単におさらいいたしますと、背景と位置づけは飛ばしまして、真ん中あたりに中間とりまとめの概要というところがございます。1ページ目でございますが、ここの特徴のところでございます。農林水産分野における温室効果ガスの「見える化」の基本的考え方の中の特徴でございます。農林水産物及び加工食品は、その種類や形態によってライフサイクルが多様です。それから、○の2番目ですけれども、青果物等は地域特性等によって営農形態が異なって、気象条件等に応じて投入資材の種類や量も異なる。○の3番目ですが、水産物は多種多様な魚種によってそれぞれ漁場、漁法等が異なります。木材は、炭素を貯蔵し続ける特徴をもっております。さらに、食品産業においては、特に国内外の農林水産物を原材料として、多種多様な商品・サービスを提供している。こういう特徴があるということを前提におきまして、次のページでございます。

2ページ目、意義でございますけれども、表示をする意義につきましては、○の1番目でございますが、農林水産業関係者がみずから排出の状況を認識して、削減の努力を

消費者にPRして、地球温暖化対策に貢献する農林水産業を振興する。2番目の○ですが、国民が温室効果ガスの排出を認識して、省CO₂型の生活を選択するのに資する。さらに、化石資源からバイオマス利用への転換の加速化を図り、そして、低炭素社会づくり、食料自給率の向上にも資するという意義を見出していく。

基本的な考え方としましては、1つ目の○ですけれども、省CO₂表示については、あくまでも自発的な取り組みです。さまざまな手法がありますけれども、消費者への訴求力が最も高い手法を、この表示を実施する者が選択するものです。次の○につきましては、農林水産物につきましては、排出量の算定、表示の検討を進めつつも、まずは主として排出削減努力を伝えることに重点を置いて、排出削減効果の表示を進めていくことが必要ではないか。3番目の○ですが、食品産業においては、温室効果ガスの排出量のLCAを活用した表示と事業者単位の表示を進めていくことが適当ではないかということを経験的な考え方としております。

その考え方に基づきまして、2番目の省CO₂効果の表示のあり方のところで、先ほど裏のポンチ絵でご説明いたしましたが、排出削減効果の表示が○の1番目。○の2番目が排出量の表示。○の3番目が木材製品における炭素貯蔵量等の表示。4番目がバイオマスの化石資源代替効果の表示というものを選択肢としてお示しする。

3ページ目、表示箇所については、直接商品に表示するもの、それ以外にはポップアップのような表示、値札、店頭、ホームページ、さまざまな表示の仕方があります。

次の温室効果ガス以外の環境関連情報ということで、最近、いろいろと出ておりますフード・マイレージにつきましても、あくまで輸送段階のみに着目した指標、この限界があるということを踏まえて、慎重に取り扱う必要があります。それから、排出量の関連表示以外の情報も含めて、バランスのとれた情報を消費者に提供することが重要だと。

もう1つのコスト負担のあり方につきましては、消費者を含めて関係者の理解の醸成を図られて、最終的には市場の中で評価されて、それぞれ応分のコスト負担が行われることを期待するということになっております。

最後の今後の課題でございますけれども、今後は代表的な農林水産物等でガイドライン、もっと具体的なものを作成して、算定、表示を試行していく。2番目の○ですけれども、農林水産業関係者には温暖化防止に効果的で、かつ経済効率的な生産体系を提示していく。さらに、消費者に対しては正しい知識の普及や情報提供に努めるというのが

2 番目の○でございます。さらに 3 番目の○は、データベースや標準値の整備を今後進めていく必要があります。下から 2 番目の○につきましては、表示内容の信頼性の確保、関係者の負担の適正化のバランスを考慮して、適切な検証システム及び表示違反に対する対応を検討することが必要。こういうことを12月にとりまとめていただきまして、パブリックコメントとして提示いたしました。

これに対しまして、今度は資料 2 でございます。横長になっております。これがパブリックコメントの結果でございます。意見の募集期間は 1 の (2) にありますように、1 月から 2 月中旬にかけまして約 1 ヶ月やりました。意見を提出した状況でございますけれども、2 にございますが、提出していただいた方、人数としましては19通、その中の意見を整理いたしますと48件ご意見がありました。一番多いのは、その下の件数ごとに分けてありますが、表示のあり方についてのご意見、先ほどご説明いたしましたけれども、コストやいろいろな検証などの今後の課題についてのご意見などが多うございました。

それでは、主なパブリックコメントの意見についてご説明いたします。次の 1 ページ目をお開きください。意見をそれぞれ範疇分けいたしました。総論的なものからご意見等を分けて整理しておりますが、パブリックコメントにつきましては、それぞれ出していただいた方に直接回答するという形になっておりますし、名前は伏せた形ですが、こういう形でオープンにする、ホームページに載せるという仕組みになっておりますので、こういう形で回答するのが適当かどうかというところも、本日はお諮りしたいと思っております。

それでは、1 番目のご意見、「いきなり省 CO₂ 効果の表示」と書いてございますが、概要をいいますと 1 番目のポイントは、だれがいつまでにどのような方法で省 CO₂ を実施するのかの具体的な目標値と問題の共有化が必要ということをおっしゃっていらっしゃいます。いつまでにどのような方法で省 CO₂ を実施するか、具体的な目標とか問題の共有化ということで、対応方針としましては右側でございます。いろいろと書いているのですが、2 番目の段落のところにあります、2008年から2012年まで、第 1 約束期間で、先進国全体で 5 %削減、我が国については 6 %の削減というのがあります。実際には、温室効果ガスの排出はまだ増加していて、達成には国民全体で取り組む必要があるのです。この実態がありまして、「このため」という最後の段落ですが、けれども、「見える化」を地球温暖化対策の 1 つの手法として位置づけて、国民の皆様が低

炭素な生活を志向することを支援して、京都議定書の削減約束の達成に貢献して取り組んでまいりたいというように対応していきたいと思っております。

次に2番目でございます。2番目の左側、2行目にありますけれども、大手企業のみが省CO₂表示ができて、中小企業はできないという事態は絶対に避けなければならないということです。特に食品産業という観点だというように読まれるのですけれども、右のほうに書いてありますように、農林水産分野における省CO₂表示というのは、自主的な取り組みを前提により多くの事業者が取り組みやすい仕組みとして、幾つかの選択肢を挙げました。引き続き関係者とか消費者の皆様のご意見を踏まえて、取り組みを進めてまいりたい。

3番目につきましては、左側の3行目の真ん中あたりに「一方」とありますが、CO₂というのは価値の中の1つのメルクマールであると考えます。CO₂排出量表示を食品選択のメルクマールとして突出させることについては違和感を覚えるというご意見がございました。これにつきましては右のほうに、表示につきましては、あくまで国全体を低炭素化へ動かす仕組みの1つであって、消費者の省CO₂型の生活の選択に資する一手法と考えておりますという回答をしたいと思っております。

2ページ目の4番、5番につきましては、おおむねこの方向は妥当ではないかというような肯定的な意見でございました。

これは意義のところでございますけれども、6番目の意見につきましては、農林水産物の国内生産のために、輸入される肥料・飼料・資材・燃料等に係るCO₂の排出量と海外で生産された農林水産物を輸入する場合、このCO₂の排出量の省エネはどうか。これにつきましては、対応方針としましては、2行目にありますが、農林水産物の生産において、従来よりも温室効果ガスの排出量が少ない方法であれば、それを選択することが大切ということで、具体的な海外で生産されたものの排出量をとらえるのは非常に難しいのですけれども、あくまでも従来よりも少ない方法というところがはっきりわかれば、それをお示しすることができるのではないかとということでございます。

7番目は賛同していただくご意見でございます。

8番目のご意見でございますが、下から2つ目の行に「『CO₂を切り口とした表示』に関しては、農林水産省と経済産業省にて、出口を一本化していただきたい」。これは、経済産業省がカーボンフットプリントシールをスタートしたいと。これは経済産業省だけではなくて、農水省も一緒になってやっているのですけれども、農水省と経産省と一

緒に一本化していただきたいという意見でございます。この右側に対応方針がありますが、カーボンフットプリント制度については経産省を中心に関係省庁とともに検討を進めておりますが、農林水産物や加工食品については、やはり先ほどご説明したように、ライフサイクルの態様が異なるとか、カーボンフットプリント制度だけでは、なかなか取り組みの広がりや時間に時間を要したり、消費者のニーズに十分応えられなかったりなどの懸念があります。このため、あくまでも自主的な取り組みを前提に、より多くの事業者が取り組みやすい仕組みとして、幾つかの選択肢を挙げたところです。引き続き消費者の方や農林水産業関係者のご意見を踏まえて取り組みを進めてまいりたい。

次の紙でございます。3ページ目、9番目のご意見ですけれども、これは削減効果の表示というところですが、いろいろと書いてございます。考え方としましては、下から6行目に「これらのことから」とありますが、その解決方法として、排出量の表示と排出削減効果の表示の併記をすることということを追記するか、効果の表示方法よりも排出量の表示を先にもってきてはどうか。カーボンフットプリント、排出量の表示を優先すべき。あるいは、最後の2行に書いてありますように、農産物については、削減効果等の表示はしないという選択肢もあるかもしれない。このご意見は、カーボンフットプリント、排出量表示がやはりいいのだというようなご意見でございます。これにつきましても、右側に書いてありますように、先ほどの答えと関連しますけれども、農林水産物や加工食品については、なかなかカーボンフットプリント制度だけでは省CO₂への取り組みの広がりや時間に時間を要したり、ニーズに応えられなかったりなので、いろいろな選択肢を設けてお示しするということがいいという考え方に基づいてこの指針はとりまとめているということのご意見でお返ししたいと思っております。

10番目は、対策の前後の排出量の差で削減量を算定すると、生産量の変動による排出量への影響、電力の排出係数の変化の影響、これらの影響等が入って、みずからの削減努力を正確に示すことができない。そこで、ベースラインを想定して、ベースラインからの対策による削減量を評価してはどうかというご意見でございます。これにつきましては、右側の2行目にごございますけれども、真ん中あたりに、温室効果ガス排出削減の取り組みをしなければ、排出されていた排出量を基準に排出削減効果を算定するという、考え方としては同じでございますが、そのような形で検討していきたいと考えているという回答でございます。

4ページ目でございます。11番のご意見ですけれども、同様のご意見でございます。

ベースラインから削減される電源（マージナル電源）を想定して、その排出係数で CO_2 削減効果を算定する必要がある。マージナル電源というようにご意見では呼んでおりますけれども、これについても検討してまいりたい。

12番目のご意見は、カーボンオフセットを行う場合は、みずから削減した CO_2 量とオフセットで差し引く CO_2 量の内訳がわかるような表示をしてはどうかということなのですが、オフセットという考え方については、実際の温室効果ガスの排出削減量と吸収・貯蔵量を算定するため、オフセットとかクレジット等の算定の一部、全部に考慮することは今のところできないということにしております。

次の4ページ目の真ん中から下でございますけれども、温室効果ガス排出量の表示というところですが、13番目のご意見で、消費から廃棄に至る部分の検討が不十分である。まだ末端までの環境負荷量を定量した上で表示を行うべきだということですが、右のほうに、カーボンフットプリント、排出量を表示するということにつきましては、全体、原材料調達から廃棄・リサイクルの各プロセスで算定され、合算されることが基本ルールとなっておりますということです。

14番目も、経産省のカーボンフットプリントとの関係ですが、併存するのは紛らわしいので、表示を統一してほしい。経産省が中心になってやっているカーボンフットプリントと同じ計算方法を用いるべきだと思う。そのためのPCR、個別の商品ごとの計算方法ですが、そのために農水省も一緒になって取り組むべきということです。これについては、右側のほうに、カーボンフットプリント制度につきましては一緒に取り組んでおりますので、ご趣旨に沿った形で進めてまいりたいということでございます。ただ、カーボンフットプリント制度だけではなかなか進まないの、選択肢を広げてやりますということはここにも書いてございます。

15番目でございますけれども、表示した排出量については、ライフサイクルを担う各事業者が責任ある算定をすることが必要。表示する人だけではなくて、全ライフサイクルを担う事業者が責任ある算定をすることが必要ということなのですが、この表示につきましては、カーボンフットプリント制度の場合はそういうこともありますが、この指針では事業者の責任の及ぶ範囲で取り組みやすいようにということで、算定・表示を認めておりますということで、必ずしも全段階の関係者が責任をきちんと負うべきだということまでは明記する必要はないということでございます。

5ページ目でございます。16番のご意見が、輸入品等に使用できる二次データが整備

できていないのではないかということで、これにつきましては、経産省と一緒に、カーボンフットプリント制度において、原単位データベース等を整備するというようにしております。

17番目のご意見ですけれども、信頼性のあるPCR——PCRというのは個別の商品ごとの計算方法ですが、これについて作成する場合は、いろいろな方と共同作業が不可欠ですというご意見です。カーボンフットプリント制度では、計算方法を策定する場合は、どのような関係者の参加を得るかというのは、策定主体となる事業者の判断に今のところはゆだねられておりますということで、基本的には協力ということなのですから、必ずしも強制はできないということです。

18番目につきましては、食品加工業者の方だと思っておりますけれども、食品加工業者のみにカーボンフットプリントのように商品への表示をさせるのはいかがなものかという意見です。これは、やはり自主的な取り組みでありますので、義務ではございませんというような回答でございます。

19番目でございますが、事業者単位での温室効果ガスの排出量の表示については、既に業界ごとの取り組みがあるので、事業者単位ではなくて、業界単位として排出量の掲載をしたいというご意見です。これにつきましては、右の下の方の3行、4行に書いたのですが、多くの食品産業の事業者が自主的に排出量表示を行うことは、消費者の削減に積極的な事業者を知りたいという要求にこたえるものであるもので、やはり業界全体ということよりも、事業者ごとに出せるというような仕組みにしたいと考えております。

20番目のご意見ですけれども、加工食品についてですが、すべての製品にカーボンフットプリントを表示するのは困難。やはり標準商品とか代表的商品による平均的データの表示というのがあるのではないかというご意見ですけれども、これにつきましても、右の方にありますように、既に本文中にそのようなことを記載しておりますという回答でございます。

6 ページ目でございます。表示内容、木材製品による炭素貯蔵量の件ですけれども、カーボンフットプリントの中に炭素貯蔵量の考え方は含めるのか、あるいはオフセットとして別に考えるのかということなのですが、これについては現在も経産省とも相談しておりますけれども、カーボンフットプリント制度での取り扱いについては、まだ検討中ということで、引き続き検討していくということになっております。

それから、22番のご意見は、フード・マイレージは CO_2 算出の指標にはならないと明記すべきであると。慎重に取り扱うということではなくて、指標にはならないと明記すべきであるというご意見ですが、対応方針としましては、フード・マイレージについては環境関連表示の一手法としてある程度限界がある、いろいろな条件があるということ踏まえた上で活用することは可能であると考えておりますという答えでございます。

その他の環境関連情報ということで、23番では、 NO_x や SO_x についても、 CO_2 以外の負荷も表示すべきではないかということですが、これにつきましても、右のほうに書いてございますように、温室効果ガス以外の環境関連表示というのにもバランスのとれた形で消費者に提供できるような環境を整えていくことが必要ということを記載しておりますという回答でございます。

7ページ目でございます。コスト負担のあり方、24番の意見ですが、コスト負担が表示者に偏らないように配慮すべきと。これについては、そのとおりだということで、関係者に応分にバランスよくコスト負担されることが望ましいと考えております。

25番、品目ごとの特性に応じた検討でございますが、消費者に何を伝えるべきかを整理して、目的に沿った意味のある数値を示すことができるように、表示者に方法を示すことが重要であるということで、対応方針としては、品目ごとの具体的なガイドラインを今後策定してまいりたいという回答でございます。

26番につきましては、きつめなご意見ですが、 CO_2 の排出量表示が産業にどんなインパクトを与えるかということの十分なシミュレーション、その結果に基づく対策が不足しているというような厳しいご意見でございます。対応としましては、省 CO_2 効果の表示をまず始めるということが重要で、取り組みを進めていく中でいろいろな課題を明らかにして、関係者のご意見も踏まえて取り組みを進めていきたいという回答をしようかと考えております。

27番からは消費者の理解の醸成。27番、28番、29番も同じでございますけれども、普及啓発や教育、広報活動を積極的にやってくださいというご意見でございます。これにつきましては、当然ながらやっていきますという回答をさせていただきます。

8ページ目の30番、今後の課題のところ、データベースをしっかりと整備してくださいねと。31番も原単位のデータベースによる算出ソフトの開発が期待される。データベース関係の充実ということでございます。32番もデータベースについて、諸外国のデータも含めて、公正で客観的なデータになるように関係省庁が連携してきちんと一元的

に整備してくださいと。33番も、農林水産物におけるデータベースについてもきちんとやってくださいねということです。これにつきましては、回答は経産省と一緒にになっているカーボンフットプリントにつきましても、データベースの整備もやりますし、農林水産省においても、33番の回答としまして右側のほうに、農林水産省としても、農林水産業関係者が表示をするために必要なデータベースを構築して、標準値の整備に努めていきたいと回答したいと思っております。

9 ページ目でございますが、信頼性の確保、適正な検証システムにつきましてはこのご意見でございますが、これについても課題として取り組んでまいりたいということで回答したいと考えております。

35番については、農林業についてはガスの排出もするけれども、ガスの排出を酸素に変えたりとか蓄えたりするという業務もあるのですよという表現ができないかということで、これにつきましては右のほうに、木材については炭素貯蔵量をきちんと表示できるように書いております。また、真ん中あたりに「また、穀物や青果物も」と書いてありますけれども、これにつきましては、木材と違いまして、蓄えてもすぐに収穫して食べてしまうということで、放出されるまでの期間が短いことから、そこについては貯留した炭素量を表示するのは困難ですけれども、土壌について、有機物の投入とか、適切な管理によって炭素を貯留することができるので、この辺も考えながら、それぞれの品目や商品特性に応じた表示の方法を具体的にガイドライン等で検討してまいりたいと回答しております。

もうしばらくですけれども、10ページ目でございます。36番のご意見では、2行目の後半にありますように、パーセント表示ではなく、具体的な数値をあわせてホームページなどで公開できないだろうかということなのですが、これにつきましても対応方針のところでは、本指針の中にはさまざまな手法があるけれども、組み合わせることができて、物によっては表示のスペースが非常に小さいので、ホームページ等へ補足データを出すことは可能というか、そういうことも非常に効果があると書いておりますという回答です。

37番については、水産業の方からですけれども、下から3行目のところで、例えば天日干しや自然乾燥など商品価値を高めたものも、従来の乾燥法と比べて温室効果ガス削減効果を表示させることはできないかということなのですが、この回答としましては、この生産方法が従来の化石燃料を抑制した方法であれば、この効果を表示することも可能で

すということです。

38番ですけれども、排出削減努力とか成果を消費者にわかりやすく示すには、細かい表示をしたほうがいいのではないかとということです。それから、削減する人に、より多く削減量が増加していくためには、奨励金があつていいのではないかとということなのですけれども、これにつきましては、右のほうにありますように、それぞれの品目や商品特性に応じた表示の方法を検討していきますと。それから、農家に対する支援につきましては、奨励金とまではいかないのですけれども、いろいろな知見の集積と国民の理解の醸成、こういった知見の集積がまず先でありましょうということで回答したいと考えております。

39番でございます。CO₂の表示というのはコストアップにならないようにということです。これについても、コスト負担の面は先ほど来書いておりますが、バランスのとれたコスト負担がなされるということが重要だと。

40番、カーボンフットプリントについては、食品事業においてはやはり工業製品のようには簡単ではないよということですけれども、そのために回答としましては、取り組みやすい方法で幾つかの選択肢を挙げて、今後も引き続きご意見を踏まえてやっていく。

41番、これは相談に乗ってくださいということです。

42番は、ISOの企画に準じてカーボンフットプリント制度も、指針も、いろいろと柔軟に変えていくべきではないかということにつきまして、それはそのようにISOの規格もよく見ながら、必要に応じて更新してまいりたいということです。

最後のページでございます。12ページですが、その他としまして、43番ですけれども、堆肥作成時に出るメタンガスを回収して、メタノールをつくるのに必要な技術を開発する。これも推進しているところでございますという回答でございます。

44番は、木材住宅に使われている木材をCO₂に計算して、国産木材については、補助により安く販売するというご意見、45番も国産木材について、これで補助してはどうかということなのですけれども、回答のところでは、国産材を優遇するような補助措置というのは、貿易ルールでなかなか難しいということで回答したいと思っております。

46番は、ウォーターフットプリントという考え方もあるのではないかと。水資源の取り組みも必要ではないかということで、水資源については重要性は認識しております。ただ、今回の場合はカーボンフットプリントですから、関連の環境情報という形で、国民の理解を得られるよう進めていきたいと考えております。

47番は、今後、食品加工とか流通とか販売関係者、いろいろなご意見を聞いてほしいというようなことです。これにつきましては、今回の小委員会でも食品産業の関係者からもご意見を承って、十分踏まえてまいりましたけれども、今後とも引き続きやっていくという回答でございます。

少し長くなりましたけれども、資料2、パブリックコメントの対応ということでございます。

参考資料で簡単にご紹介させていただきます。参考資料1、参考資料2というのが色刷りで縦になっております。農水省の補助事業で、今年度中に直売所のお客様に対するアンケートの結果が参考資料1でございます。参考資料2は農業経営者の意識調査を行いました。

参考資料1、ピンクの紙の部分は、前回、夏にやりましたアンケートがございましたけれども、そのときの結果で、農のフェスティバルでやったご意見と大体同じような傾向でございまして、認知度がまだ3割ですが、関心度は9割以上と非常に高い。調査結果の概要の表示のところですけども、◆が5つほどございますが、その中で下から2番目のところで、全体の9割ぐらいが価格転嫁に対して許容する意向。しかも、最後の◆では、従来品の5%から10%割高でも購入しようというのが全体の61%でございます。

参考資料2を見ますと、これは農業経営者の意識調査でございますけれども、グリーンの紙でございます。表紙の調査結果の概要のところ、◆の1番目の認知度とかは大体同じでございますが、3つ目の◆のところ、全体の6割程度が新たな表示のためにかかる手間を価格転嫁することについて検討すると回答しているけれども、消費者以上に価格転嫁に対する考え方が厳しい、つまり消費者はちょっと値段が上がったら選んでくれないのではないかという意識が強いというような結果が出ております。これはご参考まででございます。

資料1で、栗山委員が今日のご欠席でございました。そこで、資料1、一枚紙でございますけれども、ご意見をいただきましたので、簡単にご紹介しておきます。ご意見として、資料1の1)、カーボンフットプリント制度については、経産省の進めているカーボンフットプリント制度と農水省が整合性をとってやるべき。2)として、3月から経産省は試行品の試験販売、これは農水も一緒になっているのですけれども、これも農林水産物を対象に試験販売と消費者の意識調査を実施すべきだというご意見でございます。

このあたりも踏まえまして、来年度以降の動きにつきまして、資料5を少しご紹介させていただきたいと思います。気の早い話でもありますけれども、今後、この指針を今日ご了解いただきましたら、予算としてこのような準備をしておりますということです。省 CO₂ 効果の表示の今後の進め方ということで、一番左側にモデル実証事業という予算も、ここに書いてあるとおり確定しているのですけれども、モデル実証事業をやっている。真ん中の黄色のところでは、国内外の事例調査、基礎的データ試算をやっている。右のほうには、薄緑でありますけれども、農産物における表示ルールの検討、こういうこともやっています。

参考に、下半分のところに、経済産業省が中心になっているカーボンフットプリントの作業はこういう段取りでやります。PCRというのは、商品ごとの計算ルールをいろいろと決めていくということなのですから、ルールを決める委員会をやっているのですが、農水省のやった農林水産物の検討結果を、下のほうに矢印が行っておりますが、このようにインプットしていく。また、経産省でも中心になってやるPCR（プロダクト・カテゴリー・ルール）の結果もまたフィードバックするというような形で、連携してやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○林座長 ありがとうございました。

それでは、これからご意見、ご質問をいただきたいと思います。11時半ぐらいをめぐりに皆様のご質問をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○木内地球環境対策室長 すみません、肝心のものを忘れておりました。大変失礼いたしました。資料3が本体でございまして、いろいろとパブコメをいただいた結果、回答、対応方針はありますけれども、かなり議論をいただいた中に含まれておまして、具体的に修正が必要な部分というのは、資料3の6ページ目は、修正してありますが、事務的な修正でございます。それ以外には、最後の12ページ、データベースのところでは幾つかご提案がありました標準値とか、算定ツールというものを整備、やるべきだという話がありましたので、ここぐらいかなと。あとは今までの委員のご検討の中、指針の中に含まれているような中身でございましたので、特にそれを変えて表現するというような必要はないかなと事務方では思っております。

以上でございます。

○林座長 いかがでしょうか。ほとんど中間とりまとめで論議いただいたものを最終

としていいのではないかと。パブリックコメントを含めて、そういう事務局からの話ですが、委員の皆様から何かご質問、あるいはご意見はございますでしょうか。棕田委員、どうぞ。

○棕田委員　パブコメを見せていただいて、この対応方針で基本的に特に問題ないと思います。パブコメに応じられた方々も非常に熱心に読んでいただいて、大変いいコメントが来ているのだと思います。

2点、細かい点なのですが、資料3の中で、CO₂の量として炭素トンとCO₂トンがまじってしまっていて、若干わかりにくいところもありますので、森林の1,300万炭素トンのところは、括弧書きでCO₂トンを補足するか、あるいは統一されるかにしたほうがいいと思います。

あと、資料4は資料3のまとめなのですが、実は3ページの最後の○は古いバージョンに基づいたまとめになっていますので、新しいバージョンに直した形でまとめのほうに入れていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○林座長　ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。亀山委員。

○亀山委員　余り大きな点ではないですが、1つ目のご意見に対する対応方針に書かれている対応について若干申し上げたいと思いましたが、資料3の指針（案）のほうではむしろきちんと1ページ目に書かれていると思うのですが、表示をするそもそもの目的と、いつまでやるのかというのについて、今書かれている対応方針だと、あくまで京都議定書の6%目標達成のためにというような書かれ方をされていて、そういたしますと、1つ目の質問をされた方は、2012年になったらこの表示をやめるのかなというような誤解をされるのではないかと感じました。もちろん発端は京都議定書目標達成計画かもしれませんが、むしろより長期な2050年半減ですとか、低炭素社会に向かってこういう表示をしていこうというお考えではないかと思うので、そのような記述を加えられたらよろしいのではないかと感じました。

以上です。

○林座長　ありがとうございました。それでは、櫻本委員。

○櫻本委員　資料3をもう一度読ませていただきましたが、少し気になった点がございます。まず、3ページ目の(2)の意義のところの13行目、「我が国が掲げる」から始まる記述で、「国、農林水産関係者が他人事ではなく自分のこととして考え云々」とあるわけですが、その一番下の方、31行目から32行目を見ますと、「省CO₂表示に取り

組まれることを期待する」という表現になっていて、この部分はかなり他人事になってしまっているなあという印象をもちました。この部分を「取り組む必要がある」とか、もう少し積極的な表現にされた方がいいと思います。

それからもう1点、その下の、36行目から37行目です。「自発的取り組みを促進すべきである」との記述がありますが、この表現ですと、「促進するべきであるけれども、もろもろの条件を考えると、促進できないばあいもある」というニュアンスが含まれる可能性もあるように思いますので、「自発的取り組みを促進する。」で止めてしまったほうが、積極的な姿勢を示すことになって、いいのではないかと思います。

以上です。

○林座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。八木委員、どうぞ。

○八木委員 パブリックコメントの6番、「見える化」の基本的考え方の意義の部分なのですが、国産の農林水産物、それと輸入したもののCO₂排出量、この部分は慎重に考える必要があると思うのです。この対応方針の中に、少ないほうを選択されることが大切というお答えなのですが、我が国での排出が少ないのか、それとも地球全体で少ないのか、これははっきり明記されるべきだと思います。そのときに、我が国の農業に対する取り組みの寄与を十分考える必要があると思うのです。懸念しますのは、このご質問された方が食料輸出国の方だとは思いませんけれども、我が国で農業を行った場合の温室効果ガス排出というのは、どうも不利な部分が多いように思うのです。食料輸出国の粗放的な農業、温室効果ガスを簡単に少なくできる農業に比べて不利になる部分があると思うのです。ですから、この部分は温室効果ガス排出削減だけではなくて、食料自給率、あるいは我が国の環境保全型農業の推進、そういったものも絡めて考えるべきであると思います。ですから、対応方針の中にも、単に少ないほうを選択することが大切と考えるという答えだけではなくて、それに加えて、我が国の農業の主要な施策も踏まえて、同時に考慮してといった答え方ももしかしたら必要なのかもしれません。

今日最後ですので、温暖化、あるいは省CO₂の「見える化」についての取り組みの全体的なことについてなのですが、農業分野において、確かに省CO₂、それと低炭素社会の構築というのは、今世紀の人類にとって非常に重要な、重大な課題の1つだと思います。しかしながら、我が国の農業ということを考えるのであれば、それはプライオリティー、優先順位としてはトップではないのではないかと思います。それよりも、食料自給率ですとか環境保全型農業、そういったものの推進、確立のほうがより重

要な課題になるのではないかと思います。

といいますのは、我が国の農業セクターでの温室効果ガス排出というのは、たかだか2%にすぎません。2%というのは、農地、畜産からのメタン、N₂Oの排出でありまして、農林水産業に伴う化石燃料の使用による排出はまた別ですので、ただ、それを加えてもそれほど大きな割合にはなりません。ですから、我が国の農業が考えるプライオリティーとしては決してトップにはならないと思います。ただし、全人類的な取り組みとしての低炭素社会の中には、もちろん農林水産業も入るわけですから、それは欠けてはいけないと思いますが、そういう前提のもとに、我が国の農業分野での取り組みは、トッププライオリティーの課題を同時に推進できる部分が多くある省CO₂の問題、それをほかの課題と絡めて、一緒に考えていく必要があると思います。特にパブリックコメントのこの部分につきまして、あるいは資料2、3、指針、あるいは概要、この意義の部分について、現在の表現でもよろしいかと思うのですが、例えば資料4の2ページの上の意義の最後に、低炭素社会づくりだけではなく、我が国の食料自給率向上にも資すると簡単にありますが、本体のほうにはもう少し詳しく書いてありますが、この部分をもう少し強調した、相乗効果が期待できる、省CO₂の効果の表示を行う施策に取り組むことによって、食料自給率ですとか環境保全型農業の取り組みをさらに加速することができるのだといった書きぶりを、もし可能であれば検討していただければと思います。

少し長くなりましたが。

○林座長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。佐々木委員、どうぞ。

○佐々木（陽）委員 まず生産者として、日本の農業が置かれている状況、とりわけ経営の厳しい状況の中で、生産者として何を考えていかなければならないのかということ、国内での食と農のあり方、日本の農業の進むべき方向を示すと同時に、それを国民に理解していただくということが今、非常に大事なことだと思うのです。そのときに、食料自給率とか食の安全と同時に、もう1つの公益的な価値としての温暖化なり生物多様性なりの活用をしていただきながら、日本の中で農業のもつ価値を国民がきちんとした合意形成をしていくということが大事だと思うのです。

そんな中で、生産者として、農民として、これにどう向かっていくのかということが今求められているので、果たしてカーボンフットプリントなどの取り組みがどれぐらい広がるのかという不安感はあるわけですが、自発的な生産者の中で、価値を何ら

かの形で消費者にわかってもらう手法として使いたいという生産者があったり、流通業者や生活協同組合の中でも、カーボンフットプリントという政策的な課題として取り上げる。そのとき、農業分野で具体的にどういう方向があるのかという問いかけなどがあるわけですし、そういう意味からいいますと、今回の方針というのは、今求められている課題に対応できる方針だと思って、基本的には私はぜひ進めていかなければならない課題だと思うのです。

そういう意味からいいますと、これを受けて具体化するに当たってのガイドラインづくりなど、早期に進めていかなければならないだろう。とりわけ環境保全型農業の意識の高い部分でやりたいという人とか、もう1つは、具体的な価値を示せる、自分が確信をもてるようなものをつくりたいということなどがあって、そういう求めに対応できる基本的な方針だと思って、基本的にはこれでいいものだとは思っております。

それを踏まえてもう1つ、若干表示とは異なるのですが、国民の意識、生産者の意識がどれだけあるのかということがあるわけですし、それを高揚させる、向上させるという視点からいいますと、生産者がどれぐらい意識をもっているのかということはいろいろなことでいわれてくるのですが、農地・水・環境保全向上対策の中の広域的な価値の共同活動の中で、水の貯留とか、生物多様性とかいろいろ挙げられて、これをやりなさいという課題はあるのですが、温暖化とか、例えば土壌の炭素貯留の問題などはないのです。ですから、むしろあれだけ国がお金を出して、全国的にも組織がたくさんあって進めている中で、あの農地・水・環境保全向上対策の中に、炭素貯留なり温暖化への取り組みが共同活動として大切なのだというところを入れていく必要があるのではないか。土壌分析とか土壌診断をするというのは、営農だけでなく、例えば炭素貯留の調査など、私たちも国の調査とあわせて同時にやっているのですけれども、せっかくですので、ぜひあれに入れていただければ、国内の農地・水・環境保全向上対策に取り組んでいるところにかかなりの徹底ができるし、国内で取り組んでいるのはこれだけの組織があるということが検証できるのではないかと思います。ですから、ぜひ農地・水・環境保全向上対策に入れていただきたいというのを私はお願いしておきたいところです。

以上です。

○林座長　　ありがとうございました。ほかにいかがでしょう。ご意見ございませんか。
青山委員、どうぞ。

○青山委員　　いただいたご意見の中で、カーボンフットプリントと省 CO₂ の表示と

というのは、経産省と農水省と別立てでやっていかれるという印象をおもちの方が多かったのかなという感じがいたしましたが、その対応方針に書かれている中で、経済産業省を中心に関係省庁とともに検討を進めておりますがとありますが、そうすると、農水省ではない関係の省庁のようにも受け取られるので、当省もとか、当省を含めて関係省庁とともに検討を進めていくと書かれたほうが、一緒にやっているということがわかるのではないかなという印象をもちました。

あと参考資料でいただいた農業経営者の方の意識調査と消費者の意識調査は大変おもしろく拝見いたしましたが、ある程度環境に配慮したことについての意識の乖離というものが見受けられましたので、ぜひ消費者のもっと前向きにそういったものを選択していくという意識を、農業経営者の方にもフィードバックしてさしあげて、「見える化」がさらに進んでいくことを期待したいと思います。

○林座長 ありがとうございました。林陽生委員、どうぞ。

○林（陽）委員 2点コメントです。1つは、目標をいつごろに設定して運用を進めるか、そういうタイムスケジュールがこれから重要だと思います。

もう1つは、運用のガイドラインを検討しなければいけない。

加えて感想ですが、こういった「見える化」の活動というのは、佐々木委員からもお話がありましたが、国民の消費生活を刺激する点が一番大切だと思います。パブリックコメントに対して、カーボンフットプリントとの整合性についての質問がありましたが、私は整合性はかならずしも必要ないと思います。これは一緒にしない、むしろ農林水産省は食べるものに対して自主的なものを「見える化」していくというところがまさにポイントであるのではないか。ですので、言い方を変えると、見える化を進めることが、結局は低炭素社会に結びつくと考えべきでしょう。

○林座長 金沢委員、どうぞ。

○金沢委員 私ども、ペレット製造部門とか、木質のバイオマスに関して、経営者の方々とお話をしたり、取り組んだりしている中で、例えば資料4の一番最後のページに表示の仕方というのがあるのですが、その中で木質ペレットの表示について、木質ペレット10キログラムの袋について、灯油代替 4.6リットル、これで11.5キログラム CO₂削減というのを書いてあるのです。こういう表示であれば非常にわかりやすいと思うのですが、実をいうと、山の部材から直接ペレットをつくろうという行動をしたときに、単純にLCAで計算してみると、海外から輸入したほうがLCAが実は低い。大量に輸

入したほうがL C Aが低いという場合もあり得るわけです。同時に、木質ペレットの製造部門でいうと、どんどん大規模化していくのです。その中で、地方の山村でつくられているペレットの工場が非常に逼迫されている。どんどん工業化が進んで、効率化が進んでいくと、どうしてもL C Aが低くなっていくという可能性が高い。そうすると、こういう表示のままであればいいのですが、だんだん進んでいくと、実はローカリゼーションからグローバルゼーションにどんどんなっていって、大規模化を推進してしまうような結論に陥る場合もございます。ですので、表示がどのようなものであるのか、だんだん進んでいけば、商品の差別化にもどんどんなってしまうので、いい面、悪い面があると思います。ですので、このときには目的をしっかりと、化石燃料を減らすのだというように消費者の段階で訴えるというところをしていただいて、割と単純な表示にしていきたいと思います。

○林座長 ありがとうございました。どうぞ、佐々木晨二委員。

○佐々木（晨）委員 幾つか細かいところから3点ほどご質問したいのですが、パブリックコメントの中の13、まとめのほうでは、カーボンフットプリントについては各プロセスすべて合算されるのではなくて、一部という表現もありますよね。ところが、対応方針では全部合算とまとめられておりますけれども、これはどっちが正しいのかわからないのですが、前の委員会で東大の先生がおっしゃっていたと思うのですが、まずは責任範囲の事業活動の中で、特に食品加工の場合は、農産物のところはいろいろ変化が激しいし、何をもってその数字とするかという根拠も乏しいということがあって、まずカーボンフットプリントを導入する場合には、調達ではなくて生産段階から、そういう導入の仕方もあるというご意見もあった記憶があります。そういう意見は無視されているのか、取り入れられたのか、どっちなのかよくわからなかった。

それから、19番目の質問ですが、業界団体とか事業者単位とかというところがあったと思うのです。これは事業者単位ということで決められておりますが、私、食品メーカーの立場からしますと、業界団体もリーダーシップをとって、中小企業も含めて、皆さんに参画していただくという意味では、業界団体というのは逆に利用したほうがいいのではないかと。ですから、「若しくは」ではなくて「及び」と。事業者単位、そして業界単位。何も決めつける必要はないのではないかと。削減していただくことが大事でありますから、そのようにスタンスを明確にされたほうがよろしいのではないかと思います。

それから、39番目、応分のコスト負担、これはまとめのほうにもありますけれども、国や事業者、そして消費者が応分の負担ということです。まとめるのはそういうことで結構なのですが、どこから始めるのですかと。国から支援金を出すとか、助成金を出すとか、そういうことなのでしょうか。減税なのでしょうか。初め、炭酸ガスを出している事業者とか生産者がすべて負担するのか、まとめはいいのですけれども、どのようにしていくかというのは今後大きな課題でありまして、八木委員がおっしゃったように、この表示の施策がどういう位置づけなのかということによって、どれだけお金をかけるかということにもなってくると思うのです。前にも申し上げましたように、私どもの管轄している農林水産省の中での一番根元、炭酸ガスを一番出しているのはどこなのか、それを探るにはどういう施策が大事かという基本的なところから考えていった場合に、この仕事はどういう位置づけになるのか。国民運動というレベルだったら、余りいろいろなことをいう必要はないわけでありまして、簡単にしていってほしい。ですから、そういう議論が今までの中でも少し不足したという印象がありますけれども、これはこれで否定する考えではありませんし、進めるべきだと思いますが、その位置づけによって、今後どうしていったらいいか、スピードとかお金の入れ方とか、運動論的にも変わってくるのではないかという感想をもっております。

以上です。

○林座長　　ありがとうございました。どうぞ、中田委員。

○中田（薫）委員　　今回の「見える化」というのは、事業者の人たちが自主的に取り組むこととして位置づけられておりますので、そのハードルを低くするためのガイドライン、データベース、算出ツールというのが書き込まれたことを評価いたします。だから、この提案をこれから力を入れて実施していただきたいと思います。

さらに、そういった自主性を醸成するために、どういう方策がとり得るのか、そういった情報もきっちり事業者の人たちに流す努力もしていただきたいと思います。

以上です。

○林座長　　安藤委員、どうぞ。

○安藤委員　　私は木材に関連していますけれども、木材、あるいは森林は CO_2 の吸収源ということで、かなりあぐらをかいているというのでしょうか、排出削減努力ということが目標になりますので、あぐらをかかずに排出削減に一層努力するということが大切です。今回、炭素の貯蔵量ということは明快で非常に簡単に表記できるということ

はわかります。ただ、貯蔵したものの意義というのでしょうか、それが都市で、あるいは住宅としてという形だと思えますけれども、建築物としてそこにとどまる、炭素をためるということの意義まで触れていかないと、ただ森林をつくっているよ、貯めているよ、住宅で貯めているよというだけで、地球温暖化効果に対して、木造住宅としての貢献評価までつながるところにまで踏み込む必要があります。今後、関係各位の一層の努力が必要であると思っております。

○林座長　ほかにはございますでしょうか。福島委員。

○福島委員　ただいま今後という話が出ましたので、資料5について話をしてみたいと思います。黄色の枠に囲まれております農水産物の分野ですけれども、実は一昨年からは、漁船、漁業におきましては、構造改革推進事業という中で、新しく船をつくりまして、その中でこういうことをやれば可視化につながると実は思っていたわけではないのですが、偶然 CO₂ 効果につながった実例がございまして、それを今、推進しているところなのです。

と申しますのは、さきのこの会合で話し合いをされたときに、漁業の分野においては、要するに船舶がエンジンをかけて煙を出さずに漁獲するのが一番効率がいいというような話もしたかと思うのですが、そういうことは不可能でありまして、できないわけです。しからば、エンジンをかけて漁獲物を捕獲するに当たって、幾らかでも少なくする方法はあるのかといえ、あるわけです。例えばエンジン能力を低下させるであるとか、使用している漁船の数を減らして効率を上げるとか、漁獲した品物を消費者においしく提供できるような工夫をそこに取り入れるとか、いろいろあるわけです。とりあえず CO₂ 効果に特に力を入れてやったわけではないのですが、事例として先ほど冒頭申し上げたように、昨年やってみたら、ややこれに近いような効果が実は上がっているというのが、今、何となく……。ことは2年目に入りますかね。ですから、1年やってよかったから、2年も3年も将来いいかどうかというのは、確実なことは申し上げられないのですが、1年間やってみて少なくともよかったということは、恐らくそう悪い方向には今後行かないのではないかと実は思っております。

具体的に申し上げますと、船の数が減ることによって煙が少なくなります。これは当然そうなります。それから、ちょうど今、使用している漁船は、平均的な話になりますけれども、大体バブル期の絶頂のころに建造された船ですから、20年未満、17～18年経過していますので、考えてみますと、これは何も漁船、漁業だけに限らず、やはりバブ

ルのときというのは、追い越せムードで、必要以上の能力をもたせるような船舶建造と
いうのが行われてまいりました。今はそれは全くないですけれども。そのようなことを
考えてみますと、資源に対する圧力というものもここで見直ししなければならないだろ
うと思ひまして、そうすると、やはり自然とそういうところで高馬力化をしてきた漁船
も、徐々に燃油の問題も当然ございますので、ある程度それに見合ったようなところま
で落ちつかせる必要があるだろうと思ひます。

もう1つは、さっき漁獲物の話をしましたけれども、これらもどっちかといいますと、
今までは鮮魚運搬というのが大体主流、今でも主流ですが、やはり漁獲された魚類は、
その場でできることなら生き絞めとは申しませんが、急速冷凍、凍らせてしまうという
ことによって、肉の質が非常によろしい。生き物ですから、当然、死にたくない、殺さ
れたくない。話を聞いたわけではないですが、多分そうだろうと思うのですが、そうし
ますと、私は青森県の人間なのですから、大間崎のマグロなどを見てみますと、漁
獲されてからしばらくのたうち回るのです。そうしますと、体に血が回るということで、
肉質がかなり低下しているのではないか。それに比べて、マグロの場合は、急速冷凍で
あれだけの大きなものを凍らせるのはなかなか困難ですけれども、小さな魚であれば、
しみ込んでいく度合いが早いものですから、そういう点では、余り大きいものは無理か
もしれませんが、小さい魚であれば、凍らすことによって肉質がほとんど変化しない
というようなこと。実はこれも昨年実証されているわけです。試験的にやってみた結果で
す。

そういうことからいくと、食卓に上る魚も、皆さんに新鮮でよりおいしいもの、そし
て危険度も少ないというものが提供されていくと考えまして、さっきから申し上げまし
たように、たまたまCO₂の効果を図って計画したことではなかったのですが、結果的
にはそういうことにも結びついているのではないかということをお願いしておきたいと
思ひます。

以上です。

○林座長 ありがとうございました。それでは、大体ご意見をいただいたと思ひます
ので、ここで事務局からお答えいただけますか。

○木内地球環境対策室長 佐々木晨二先生のご質問のところでございましたパブリッ
クコメントの資料2の13番のところで、廃棄に至る部分の検討が不十分であるというこ
とに対して、カーボンフットプリントに係るCO₂の排出量の算定にかかわる基本ルー

ルは全部で合算されるものと答えているのですけれども、ここの部分につきましては、委員ご指摘のとおり、この検討会の中では部分的なものでも大丈夫という、要は責任がもてる範囲でいいよという言い方をしております。ここで書きましたのは、ちょっと誤解があるかもしれないのですけれども、経産省が中心になって、農水省も参加してやっているカーボンフットプリント制度という中では、LCA全体を見ましょうという1つのルールが基本ルールになっているということです。それにもカーボンフットプリントというマークをつけるとすれば、共通マークをこれからつくるのですけれども、全体のLCAでみななければいけないだろう。だけど、農水省のこの指針の中で、自分たちだけで責任がもてる部分も表示することができるという、そこは断りを書いた上で、カーボンフットプリントとは少し違った形で表示をするという形になるかと思います。対応方針の表現ぶりについては、誤解がないようにしたいと思います。

業界団体の話につきましてはおっしゃるとおりかなという感じがあります。

それから、39番のコスト負担、これにつきましては、資料5のところで、21年度からいろいろと、省としても基礎データとか標準値をつくっていったって、計算方法もつくって、徐々に提供していったって、すべてを賄うというのは無理なのですが、共通の部分とか、簡単にできるような、コストがかからないようにするという形で、支援を始めていきたいと考えております。

○永田農村振興局農村環境課長 佐々木委員から、農地・水・環境保全向上対策の中に、例えば農地土壌の炭素貯留のような観点も取り入れるべきではないかというご指摘でございますが、大変重要なご指摘だと受けとめました。担当の方とも十分相談していきたいと思っております。

○前島総合食料局食品産業企画課課長補佐 食品産業を担当しております総合食料局でございます。佐々木委員から、排出量表示については企業ごとではなく、団体ごとに行ったらどうかとのご意見をいただきましたが、食品産業団体の中で、既に環境自主行動計画を策定して頂いている団体については、毎年フォローアップを行い、フォローアップ結果として団体ごとの排出量を既に公表させていただいております。委員のお会社が所属している日本植物油協会は自主行動計画を策定しておられ、目標達成に向け削減努力をなされているということで、感謝を申し上げます。しかしながら、今、京都議定書目標達成計画で求められているのは、個別企業の努力をどんどん見えるようにしたらどうかということでございます。また、地球温暖化対策推進法に基づき、大手の企業に

については、既に企業ごとに排出量が公表されているということでございます。こういった取り組みを中小の企業にまで、可能な限り広めていただいて、努力している企業を消費者にわかっていただくということが必要かと考えております。このため、団体ごとで既に取り組んでいただいているということは非常に感謝申し上げますとともに、中小企業や自主行動計画を策定していない業種の方もぜひ排出量を表示して頂きたいというのが趣旨でございます。

○林座長　　大体お答えいただいたと思うのですが、今のお答えをお聞きして、追加のご質問、あるいはご意見ありますでしょうか。——よろしいですか。

そういたしましたら、実際には資料3でありますけれども、その要約が資料4にございます。この2つについては、資料3にきょうの論議を踏まえた上で必要な修正を加え、なおかつまとめのほうもそれに従って、もし直すところがあれば直さなければなりません、先ほど1点ご指摘いただいておりますので、そこが修正箇所かと思っておりますけれども、それを加えた上で、地球環境小委員会として指針を了承したいと思いますが、この修正につきましては、座長と事務局にお任せいただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございました。

これが議題の1番であります、2番のその他について、特に資料等は用意してございませんが、特にありませんか。皆様から何かありますか。——よろしいでしょうか。

そういたしましたら、最後にやはり課長からごあいさついただいて、今日の締めにしていただきたいと思います。

○西郷環境バイオマス政策課長　　座長、いろいろとありがとうございました。本日は幅広いご意見を賜りまして、本当にありがとうございました。今回、これまでの議論を一応まとめていただきまして、集大成となる最終とりまとめ（案）についてご議論いただきました。

例えばCO₂の数字のあらわし方だとか、パブリックコメントにもう少しわかりやすく答えるといったことにつきましては、座長とご相談の上、変えていきたいと思っております。それから、八木委員のご指摘のあった、いわゆるプライオリティーですけれども、これがすべてではないと。もちろんそのとおりでございますので、ただ、この分野として頑張るということで受けとめたいと思ってございます。

昨年7月から数えてみますと7回にわたるご検討をいただきました。この分野につき

まして、前向きに取り組んでいくための一定の方向づけができた、そういった議論をしていただいたと感謝申し上げる次第でございます。

それから、当省といたしましては、この指針を踏まえまして、実際に今日もご議論になりました品目別のガイドラインでございますとか、この仕事が進みやすいように取り組んでまいりたいと思います。先ほど室長から予算の概要もございましたけれども、それについてきちんと進むように手当てをしてまいりたいと思っております。

省 CO₂表示の検討につきましては、今回をもちまして一区切りとなりますが、来年度はまた6月と12月に予定しております京都議定書目標達成計画の点検をしなければいけなくなりますので、またこの会議を開催させていただいて、ご議論いただければと思っております。

今後とも委員の皆様の意見を頂戴いたしながら、農林水産分野におけます地球環境政策といったことについて検討してまいりたいと考えていますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。本日は大変どうもありがとうございました。

○林座長 ありがとうございました。どうぞ。

○木内地球環境対策室長 CO₂効果の表示の指針のオープンのタイミングですが、今日いただいたご意見と、今日お示ししました資料の中にありますパブリックコメントの回答についても、一緒にホームページに公表したいと思いますので、修正に少し時間をいただいて、その上で改めてオープンの時間につきましてはご連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

○林座長 ということで、よろしいでしょうか。

本当にどうもありがとうございました。かなりレベルの高い論議をしていただいて、いい指針ができたのではないかと思います。

それでは、本日はこれで閉会いたします。ありがとうございました。